六　規則第二百三十六条の四十第一項第六号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	四万六千二百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	四万四千八百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	六万八千六百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	四万四千八百円
	その他の場合	六万八千六百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	四万四千八百円
	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	六万七千二百円
	その他の場合	九万千円

備考　法第百三十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号までに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額を控除した額とする。

別表第八（第九条第六項関係）

無人航空機の種類	無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	二万九百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万千二百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万千二百円
	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万千五百円

（新設）